

補本公示07-3第60号
令和7年11月26日
改正 補本公示07-3第60-1号
令和8年4月20日

令和7年度～令和9年度「不用弾薬の処分等」の契約希望者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部経理部長

岡田 健 治

令和7年度～令和9年度「不用弾薬の処分等」の契約について公募を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

1 調達品目等

令和7年度～令和9年度「不用弾薬の処分等」

細部は別表のとおり。

2 応募希望者の資格

次に掲げる事項のすべてに該当することとします。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、

この限りではない。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。
なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (8) 別紙に示す対象弾種の処分のための分解又は処分を実施するに当たり、必要な技術及び設備を有していること。
- (9) 秘密を取扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることのできること。
- (10) 秘密を取扱う場合は、保全教育等を実施する体制を有すること。
- (11) 火薬類を取り扱う場合、火薬類取締法に基づく許可を受けているか、契約時に当該許可を確実に受けられる見込みのある者
- (12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 応募希望申請

応募希望者は、別紙様式の「応募希望申請書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）の提出をお願いします。

- (1) 資格審査結果通知書（写）
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料

次に示す資料の提出をお願いします。

- (1) 共通事項
第2項第8号から第12号に規定する体制等が証明できる資料
- (2) 分解
ア 別紙に示す対象弾種の処分のための分解を実施するにあたり、必要な技術及び設備を有していることが証明できる資料

イ 弾薬の整備を過去5年間に実施した実績を有する場合は、契約実績一覧表及び契約書の写し。(過去5年分)

ウ 分解要領(工程表、分解方法)

(3) 処分

ア 別紙に示す対象弾種の処分を実施するにあたり、必要な技術及び設備を有していることが証明できる資料

イ 弾薬の処分を過去5年間に実施した実績を有する場合は、契約実績一覧表及び契約書の写し。(過去5年分)

ウ 処分要領(工程表、処分方法)

ただし、前年度以降に同一の資料を提出し、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更がある場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料の提出をもって、第1号から第3号に示す資料を省略することができます。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができます。

5 応募希望申請書及び技術資料の提出

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部経理部契約課契約企画係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121(内線5636、5637)

(2) 提出期間

令和7年 月 日()～令和7年 月 日()

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができます。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがあります。

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出部数

応募希望申請書等2部

技術資料2部

(第3項第2号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類を提出する

場合は1部)

6 技術資料の審査等

提出いただいた技術資料について補足の説明が必要又は追加資料の提出が必要と判断される場合、ご協力をお願いすることがあります。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募希望者に通知します。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある応募希望者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができます。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた応募希望者に対して書面で回答します。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた応募希望者に書面で回答します。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募希望者は、次の各号について同意した上で応募をお願いします。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがあります。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募希望者の負担となります。

オ 提出資料は、原則として返却しません。

カ 提出書類は、他の目的に使用しません。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

ク 当該調達品目等については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編み綴りは必要ありません。

(3) 調達品目等の仕様に関する問合せを、補給本部経理部契約課契約企画係に行うことができます。

10 その他

本公示をもって、令和7年度～令和9年度「不用弾薬の処分（分解）」（補本公示07-3第52号）は、削除させていただきます。

添付書類：別 表
別紙様式

別表

不用弾薬の処分等 調達予定品目一覧

番号	対象弾種	募集区分		火薬類 取締法	秘の 有無	備考
		分解	処分			
1	80式機雷	○			有	
2	80式機雷（構成品）		○		有	
3	80式機雷（構成品）		○			
4	80式機雷（火工品）		○	○		
5	80式機雷（未さくてん）	○	○			
6	機雷用試験器51型改1		○		有	
7	機雷用試験器51型		○		有	
8	機雷用試験器52型		○		有	
9	機雷用試験器53型		○			
10	機雷用試験器54型		○			
11	機雷用試験器55型		○			
12	機雷用試験器56型		○			
13	機雷用試験器65型		○			
14	80式機雷改1	○				火薬が含まれるが、処分のための分解行為は火薬類取締法には該当しない。
15	80式機雷改1（構成品）		○			
16	80式機雷改1（火工品）			○		
17	83式機雷	○			有	火薬が含まれるが、処分のための分解行為は火薬類取締法には該当しない。
18	83式機雷（構成品）		○		有	
19	83式機雷（構成品）		○			

20	8 3 式機雷 (火工品)		○	○		
21	機雷用試験器 1 0 型改 1		○		有	
22	機雷用試験器 1 1 型		○			
23	機雷用試験器 1 2 型改 2		○			
24	機雷用試験器 1 3 型改 1		○			
25	機雷用試験器 1 4 型改 1		○			
26	機雷用試験器 1 5 型改 1		○			
27	機雷用試験器 1 7 型改 1		○			
28	機雷用試験器 4 5 形		○			
29	機雷用試験器 5 2 型改 1		○		有	
30	機雷用試験器 5 3 型改 1		○			
31	機雷用試験器 5 4 型改 1		○			
32	機雷用試験器 5 型改 1		○			
33	機雷用試験器 6 0 型		○			
34	機雷用試験器 6 1 型		○			
35	機雷用試験器 6 7 型		○		有	
36	8 0 式機雷用試験器		○			
37	8 3 式機雷用試験器		○		○	
38	機雷用試験器 6 型改 1		○			
39	機雷用試験器 7 型改 1		○			
40	機雷用試験器 9 型改 1		○			
41	機雷用発火装置 1 3 型		○			

42	機雷用発火装置 1 6 形		○		有	
43	機雷用発火装置 1 7 形		○		有	
44	機雷用発火装置 1 8 形		○		有	
45	機雷用発火装置 1 9 形		○		有	
46	機雷用発火装置 2 3 形		○		有	
47	機雷用発火装置 2 4 形		○		有	
48	機雷用発火装置 2 5 形		○		有	
49	機雷用発火装置 4 形改 1		○		有	
50	機雷用発火装置 5 形改		○		有	
51	機雷用発火装置 MK 2 0 (N)		○		有	
52	機雷用発火装置 MK 2 1 (N)		○		有	
53	機雷用発火装置 MK 2 2 (N)		○		有	
54	MK 3 6 機雷		○	○	有	
55	MK 4 6 魚雷実用頭部		○	○		
56	MK 4 6 魚雷本体組立		○		有	
57	MK 4 6 魚雷用部品		○		有	
58	機雷用時限装置 MK 2 1 (N) 改 1		○		有	
59	機雷用時限装置 MK 6 4 (N) 改 1		○			
60	K-1 6 機雷 (火薬なし)		○		有	
61	K-2 4 C 機雷 (火薬なし)		○		有	
62	機雷用自滅装置 1 型		○		有	
63	機雷用アーミング装置		○	○		

64	爆雷用アーミング装置（秘あり）		○		有	
65	訓練機雷標示弾		○	○		
66	処分具用係維索切断器		○			火薬類取締法には該当しないが微量の火薬を含む。
67	水雷用雷管		○	○		
68	デストラクタ用アーミング・デバイス		○	○		
69	デストラクタ用ブースタ		○	○		
70	デストラクタ用ファイアリング・メカニズム		○		有	
71	アスロック用ロケットモーター		○	○		
72	魚雷用起爆器		○			
73	魚雷用伝爆薬筒		○	○		
74	MK 4 6 魚雷用起爆装置		○	○		
75	8 9 式魚雷本体		○		有	
76	8 9 式魚雷実用頭部		○	○		
77	8 9 式魚雷慣性起爆装置		○	○		
78	8 9 式魚雷近接起爆装置		○			
79	8 9 式魚雷伝爆薬筒組立（装薬）		○	○		
80	8 9 式魚雷スクイブ組立		○	○		
81	8 9 式魚雷（B）（構成品）		○			
82	ガス発生器、8 9 式魚雷訓練頭部用		○	○		
83	イグナイタ、8 9 式魚雷訓練頭部用		○	○		
84	8 9 式魚雷訓練頭部用爆発ボルト		○	○		
85	点火薬		○	○		

86	固体推薬		○	○		
87	S M-1 / 2 用実用頭部		○	○		
88	S M-1 用訓練頭部		○	○		
89	S M-1 用制御部用電源		○	○		
90	S M-1 用操舵装置		○			火薬類取締法には該当しないが微量の火薬を含む。
91	S M-1 用誘導部		○		有	
92	S M-1 用弾頭部		○		有	
93	S M-2 用ロケットモーター		○	○		
94	R I M-7 F / M 用実用頭部		○	○		
95	R I M-7 F / M 用訓練頭部		○	○		
96	R I M-7 F / M 用ロケットモーター		○	○		
97	R I M-7 F / M 用ジェットベーンコントロールユニット		○	○		
98	R I M-1 6 2 用実用頭部		○	○		
99	R I M-1 6 2 用ロケットモーター		○	○		
100	バッテリー ハープーン用		○	○		
101	イニシエーター、ハープーンミサイル用		○	○		
102	クラッシュセンサー、ハープーンミサイル用		○	○		
103	爆発性ボルト、ハープーンミサイル用		○	○		
104	プレッシャプローブ、ハープーン用		○	○		
105	ヒューズ、ハープーン用		○	○		
106	9 0 式艦対艦誘導弾用ブースタ		○	○		
107	9 0 式艦対艦誘導弾用信管		○	○		

108	90式艦対艦誘導弾用パワーカートリッジ		○	○		
109	電池（誘導部用）90式艦対艦誘導弾用		○	○		
110	電池（誘導部用）91式艦対艦誘導弾用		○	○		
111	砲弾（信管付）		○	○	有	
112	砲弾（信管なし）		○	○		
113	砲弾用信管		○	○	有	
114	小火器用弾薬		○	○		
115	チャフロケット弾		○	○	有	
116	IRデコイ弾		○	○		
117	電波妨害弾		○	○	有	
118	フレア弾		○	○		
119	チャフ、フレア用スクイブ		○	○		
120	MK12カッター薬包		○	○		
121	カートリッジ・アクチュエータ		○	○		
122	航空機用火工品		○	○		
123	信号弾		○	○		
124	潜水艦用信号弾		○	○		
125	信号筒		○	○		
126	信号発煙筒		○	○		
127	信号発煙照明筒		○	○		
128	信号炎管		○	○		
129	空中発音弾		○	○		

130	水中発音弾		○	○		
131	閃光発音筒		○	○		
132	発煙筒		○	○		
133	信号セット救難用		○	○		
134	警備銃弾		○	○		
135	救命索投射機用発射薬包		○	○		
136	救命索投射機用索投射ロケット		○	○		
137	もやい索投射機用推進薬包		○	○		
138	もやい索投射機用発射薬包		○	○		
139	訓令機雷 K-5Y		○			
140	訓練機雷用記録装置		○			
141	ジャイロ組立, 81式短SAM用		○			
142	83式機雷 (火薬あり)		○			
143	潜水艦用新魚雷 (G-RX6) (構成 品)		○		有	
144	潜水艦用新魚雷 (G-RX6) (構成 品)		○			
145	静粛型動力装置搭載魚雷 (構成 品)		○		有	
146	静粛型動力装置搭載魚雷 (構成 品)		○			
147	M2耐水性導火線点火具		○	○		
148	導火線		○	○		
149	8号工業雷管		○	○		
150	機雷発動装置		○	○		
151	伸張器		○	○		

152	機雷用推進装置 1 形本体		○	○		
153	機雷用点火管 1 形		○	○		
154	機雷発動装置 8 形改 1		○	○		
155	K-16C 機雷 (未さくてん)		○			

別紙様式

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部経理部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

応募希望申請書

件 名：令和7年度～令和9年度「不用弾薬の処分等」
公示番号：補本公示07-3第60号

番号	対象弾種	募集区分		火薬類 取締法	秘の 有無	備考
		分解	処分			
1	80式機雷				有	

添付書類：1 資格審査結果通知書
2 技術資料一式